

名古屋市告示第228号

名古屋市障害者スポーツセンターの臨時開館について

名古屋市障害者スポーツセンター条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時に休館日に開館します。

令和7年4月21日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 施設の名称

名古屋市障害者スポーツセンター

2 臨時に開館する期日

令和7年5月4日（日・祝）

令和7年5月5日（月・祝）

令和7年5月6日（火・休）

令和8年2月11日（水・祝）

令和8年3月21日（土）

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ振興課